内部質保証の体制

学長
内部質保証に関する
最高責任者

教育研究評議会
（教育・研究）
議長：学長

経営協議会
（業務運営）
議長：学長

★内部質保証★
大学が自らの責任で自学の諸活動について、点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。

自己点検・評価結果等に
基づく改善の指示、進捗確認等

自己点検・評価結果等

自己点検・評価結果等

全学質保証委員会

総括責任者　：　学　長
自己点検・評価の責任者　：　各常勤理事及び各副学長（各統括の長）
構成：学長、各常勤理事、各副学長、各学部長、各研究科長、フロンティア・CADIC・GX各センターの長

学校教育法第109条

国立大学法人法第31条の2

点検・検証支援

評価室
内部質保証全般の
円滑な実施支援

連絡・調整

連携・協力

評価書素案の提出

所掌する事業の
自己点検・評価結果を報告

評価結果に基づく改善依頼

統括

（教育研究及び管理運営等に関する事項を所掌する全学委員会等）
※各統括の長は改善・向上活動の責任者

- 教育質保証・向上委員会
- 大学研究委員会
- 研究・産学地域連携推進機構部門長会議
- 国際連携委員会
- 学長戦略企画室
- 財務委員会
- 人事委員会
- ・・・

連携・協力

学内データの収集・蓄積・提供

IRセンター
（全学的なデータの
収集・蓄積）

学び・学生支援機構
教学マネジメント部門
（教学データの収集・
蓄積）

自己点検結果の報告

実施依頼・改善依頼等

自己評価報告
書の提出

部　局

（各学部・研究科・センター等）

緑矢印・・・機関別認証評価
赤矢印・・・法人評価